

防地地第 8 5 3 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

特定臨時避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査について
(通知)

標記について、特定臨時避難施設整備事業補助金交付要綱（令和 7 年防衛省訓令第 1 1 7 号）第 1 5 条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

特定臨時避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査について

(目的)

- 1 この通知は、特定臨時避難施設整備事業補助金交付要綱（令和7年防衛省訓令第117号）第3条第7号に規定する特定臨時避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査に際して、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が確認しなければならない事項を定め、特定臨時避難施設整備事業の適正な実施に資することを目的とする。

(確認事項)

- 2 地方防衛局長等は、特定臨時避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査に際し、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (1) 特定臨時避難施設整備事業に係る補助事業等計画書を提出した市町村（以下「申請者」という。）が、武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方について（閣副事態第159号。令和6年3月29日）第2条第1項ウに規定する要件を満たし、かつ、防衛施設が所在する市町村であること。
 - (2) 申請者が過去において特定臨時避難施設整備事業による補助を受けていないこと。
 - (3) 申請者が行おうとする特定臨時避難施設整備事業が特定臨時避難施設を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第2項に規定する施設、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条（道路に係るものを除く。）の表に掲げる施設、同令第14条第1項各号に掲げる施設若しくは再編推進事業補助金交付要綱（平成29年防衛省訓令第33号）第2条に規定する施設又は駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業、防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第79号）第1条に規定する事業（環境整備法第3条第2項又は同法第8条（道路に係るものを除く。）の規定に準じて行う事業に限る。）、防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第118号）第1条に規定する事業、再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成29年防衛省訓令第26号）第1条に規定する再編関連訓練移転等交付金を充てて行う事業、米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱（令和4年防衛省訓令第35号）第3条第3号に掲げる事業若しくは訓練交付金交付要綱（令和5年防衛省訓令第27

号) 第 3 条第 3 号に掲げる事業により新たに整備される施設と一体で整備する場合であること。